

● 介護保険料

1 介護保険の財源構成について

介護保険の財源は、国、道、町の負担と40歳以上の方が納める介護保険料で賄われており、第9期計画期間の介護給付費に対する第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、23%となっています。

今後、北竜町の高齢者人口は減少が見込まれ、それに伴って介護保険サービスの1人あたり給付費の負担は増大していくことが予想されます。

そのため、本町では、必要なサービスを確保しつつ、本計画の基本理念である「高齢者が安心して快活に過ごせるまち」を実現するために、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。

■ 介護保険の財源構成



2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者の方。 ○世帯全員が町民税非課税の老齢年金受給の方。 ○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等80万円以下の方。	0.285 (0.455)	22,500円 (36,000円)	1,881円 (3,003円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入等が80万円を超え120万円以下の方。	0.485 (0.685)	38,500円 (54,200円)	3,201円 (4,521円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入が120万円を超える方	0.685 (0.690)	54,200円 (54,600円)	4,521円 (4,554円)
第4段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円以下の方。	0.900	71,200円	5,940円
第5段階	○本人は町民税非課税で世帯の誰かに町民税が課税されておりかつ、本人の年金収入等が80万円を超える方。	1.000	79,200円	6,600円
第6段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円未満の方。	1.200	95,000円	7,920円
第7段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	1.300	102,900円	8,580円
第8段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	1.500	118,800円	9,900円
第9段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1.700	134,600円	11,220円
第10段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1.900	150,400円	12,540円
第11段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	2.100	166,300円	13,860円
第12段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	2.300	182,100円	15,180円
第13段階	○本人に町民税が課税されかつ、本人の合計所得金額が720万円以上の方。	2.400	190,000円	15,840円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値